

第 54 回松江市建築審査会 会議録

1. 日時 令和 7 年 10 月 3 日（金） 10 時 00 分～10 時 26 分

2. 場所 島根県市町村振興センター 中会議室

3. 出席者（順不同）

(1) 委員（5 名中、出席者 3 名）

細田会長、片寄委員、田中委員

(2) 事務局

石本まちづくり部長、池田建築審査課長、大國建築審査係長、野村副主任

4. 審議の概要

審議事項

【第 1 号議案】

- ・ 建築基準法第 48 条第 13 項ただし書きの規定による工業専用地域内の建築許可申請に関する審議

5. 公開・非公開の別 全て公開

6. 傍聴者数 0 名（報道関係者除く）

7. 所管課 松江市まちづくり部建築審査課（0852-55-5347）

8. 会議経過

(1) 開会挨拶 松江市まちづくり部長 石本

(2) 審査会会長挨拶 細田会長

(3) 議長の選任

松江市建築審査会条例第 5 条第 1 項に基づき、会長が会議の議長となる。

(4) 審査会成立宣言

議長から、委員総数の 1/2 以上の出席により、松江市建築審査会条例第 5 条第 2 項に基づく会の成立が宣言される。

(5) 会議録の署名委員の指名

松江市建築審査会条例第 6 条の第 2 項に基づき、議長が会議録の署名委員として田中委員を指名。

(6) 第一号議案

《事務局より議案集及び資料 1 にて説明》

① 建設地概要

位 置	松江市東出雲町揖屋字新町灘 3527 番 1、3527 番 6
用途地域	工業専用地域
防火地域	指定なし
その他地域	建築基準法第 22 条区域

② 建築物概要

工事種別	新築
用 途	コンビニエンスストア（日用品の販売を主たる目的とする店舗）
構 造	鉄骨造
階 数	平屋建て
延べ面積	208.15 m ²

③ 法抵触事項 建築基準法第 48 条第 13 項

④ 提案理由

松江市建築審査会運営規定第 7 に規定する事務局による用途地域内の建築制限に関する許可基準に基づく事前審査を行ったところ、申請建物は工業の利便を害する恐れがなく、交通上、安全上、防火上、衛生上及び防犯上支障がないと思料され、関係行政機関の同意も得られていることから、建築審査会において同意の可否を問うもの。

⑤ 関係行政機関の意見照会

松江市消防本部 意見なし

《各委員からの意見及び質問》

【細田会長】敷地南側に私道が作られていますが、これは工場への進入路ということですか。

【事務局】私道と記載のある部分は従来からの工場への進入路となります。今回、西側の市道から工場とコンビニの双方に進入できるような計画となっていますが、動線については誘導表示により分離が図られております。

【細田会長】計画地は通学路に面する場所ですか。

【事務局】通学路に指定されているかは把握できておりませんが、防犯面で言えば、セーフティーステーションとして子どもの駆け込みへの対応や警察署との連携などの取り組みを実施すると聞いております。

【細田会長】角地だと車が敷地をショートカットするような事例もあるので、事業者には安全面にも配慮していただければと思います。

【田中委員】駐車場の区画を途中で変更するようなコンビニも見受けられるので、安全な駐車場計画となるよう配慮していただきたいと思います。また、搬入車両の駐車は店舗南側となるのでしょうか。

【事務局】商品の搬入はメインの出入口からと聞いておりますので、搬入車両も出入口側へ駐車するものと思われます。

【田中委員】このコンビニは24時間営業でしょうか。

【事務局】そのように聞いております。

【議長】他にはありませんか。

それでは、意見が出つくしたようですので、審査会としての採決をいたします。事務局提案に同意される方の挙手を求め、挙手多数であれば同意することとしたいと思います。事務局提案に同意される方は挙手を求めます。

〔出席委員全員挙手〕

全員挙手いただきましたので、事務局提案を承認し、同意することといたします。

(7)議事の終了

(8)閉会

上記、会議録の内容に間違いはありません。

(署名) _____

(署名) _____